

6 (財)岩手県体育協会スポーツ仲裁に関する規程（新設）

(1) 新設理由

スポーツ競技またはその運営をめぐる紛争については、公平中立で独立の地位を有する仲介人により構成されるスポーツ仲裁パネルによる仲裁により解決することを通じて、スポーツに関する法およびルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与されるものである。

このたび、日本スポーツ仲裁機構（平成15年4月設立）から、本県におけるスポーツ紛争のより迅速かつ円満な解決を図るため、関係規則等の整備を図るよう依頼があったことから、整備するものである。

(2) 施行日

平成16年4月1日

(3) 内容

(財)岩手県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

財団法人岩手県体育協会及び加盟団体が主催する競技会、またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。